

1. 水道事業とは

1-1. 水道事業経営の原則

地方公営企業である水道事業については、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営（経営）しなければなりません。また、運営（経営）に係る費用は、当該水道事業の経営に伴う収入（主に水道料金）をもって賄う必要があります。

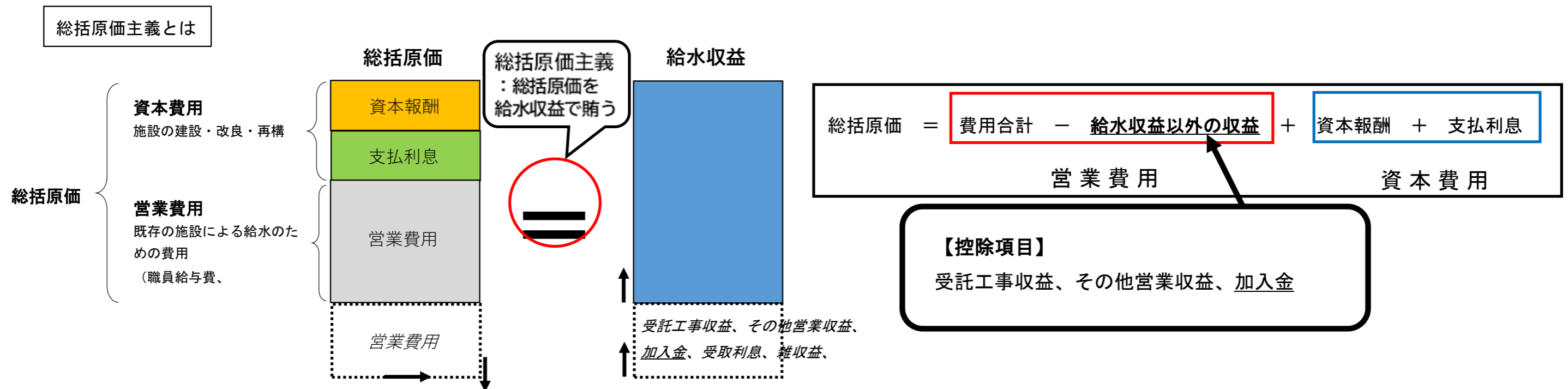
1-2. 水道料金について

水道料金については、水道法第14条第2項第1号及び第2号において、以下のとおり規定されています。

- ①料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- ②料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。

1-3. 久喜市水道事業の料金について

本市の水道料金については、「久喜市水道料金算定要領」を策定し、総括原価方式（給水のための全ての費用を積み上げ、水道料金の対象とする算定方式）により、公正妥当な水道料金となるように算定したものです。
 なお、現在の水道料金は、平成24年4月から適用しています。



2. 水道利用加入金の収入科目について

水道利用加入金の収入科目は、対象経費やその用途等を考慮して区分するものとされていますが、明確な基準はありません。

本市水道事業では、昭和56年から水道利用加入金を徴収しています。

平成22年3月の市町合併前の各水道事業においては、水道利用加入金について、収益的収入の他に資本的収入としていた時期もありましたが、現在は、全て収益的収入としています。

合併前旧市町の状況

旧自治体名	年度	平成元年度	……………▶	平成10年度	……………▶	平成16年度	平成17年度	……………▶	平成21年度	……………▶	令和3年度
久喜市		3条									3条 ※H22.3.23市町合併 ※H24.4.1事業統合
菖蒲町		3条(6割) 4条(4割)									
栗橋町		3条(13mm、20mm) 4条(上記以外)	3条 ※一部4条				3条				
鷺宮町		4条				3条					

【収益的収入(3条)】 将来にわたり安定給水ができる施設が整い水道普及率も向上したため、水道施設は拡張から維持管理の時代に移行したと捉え、維持管理費の一部に充当することから、収益的収入とする。

【資本的収入(4条)】 水道施設の拡張が完了となり、今後は、老朽化した施設の更新や大規模地震に備えた耐震化などの財源とするため、建設改良費の一部に充当することから、資本的収入とする。

3. 収益的収入と資本的収入との比較

水道利用加入金を「収益的収入にした場合」と、「資本的収入にした場合」の違いは以下のとおりです。

収入科目	項目	純利益	料金改定率	料金改定時期
収益的収入 (加入金を3条収入とした場合)		多くなる	下がる	遅くなる
資本的収入 (加入金を4条収入とした場合)		少なくなる	上がる	早まる

収入科目	項目	企業債借入額	企業債償還金	長期前受金戻入
収益的収入 (加入金を3条収入とした場合)		多くなる	多くなる	増えない
資本的収入 (加入金を4条収入とした場合)		少なくなる	少なくなる	増える